

2016年度要求大集会実行委員会対府交渉（教育分野基本回答）

1. 学校建設・通学区域割

①東大阪地域、堺・泉北地域、岸和田・貝塚地域への知的障害支援学校建設計画の策定

平成27年度に府立枚方支援学校、府立むらの高等支援学校、府立西浦支援学校が開校し、平成21年3月に策定した府立支援学校施設整備方針に基づく、府内4地域（豊能三島・北河内・中河内・泉北泉南）での新校整備が完了した。今年度、大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管したことを踏まえ、大阪市域を含む府内全域の支援学校における知的障がい児童生徒数の推計をもとに、今後の在り方を検討していく。

②堺市内への希望者すべてを受け入れる高等部のある知的障害支援学校の建設

堺・泉北地域の生徒数増加の状況を踏まえ、平成29年度から、堺市西区のうち堺市立上神谷支援学校・福泉中学校・鳳中学校の校区を、府立和泉支援学校高等部から府立泉北高等支援学校へ通学区域割を変更することとした。今年度、大阪市立特別支援学校12校を大阪府に移管したことを踏まえ、大阪市域を含む府内全域の支援学校における知的障がい児童生徒数の推計をもとに、今後の在り方を検討していく。

③泉南地域・北河内地域に肢体障害のある子どもが学べる支援学校の建設

現在、泉南地域の肢体不自由支援学校として岸和田支援学校を、北河内地域には交野支援学校を設置している。二つの地域における新たな肢体不自由支援学校建設については、現在のところ計画はない。

④四條畷校を本校として整備。スプリンクラーの設置、空調設備・トイレ改修等

府立交野支援学校四條畷校については、平成21年3月に策定した府立支援学校施設整備基本方針に基づき、新校が建設されるまでの児童生徒数の増加への対応として、仮校舎として整備開校したところ。昨年度府立枚方支援学校が開校したが、府立交野支援学校四條畷校については、府内の知的障害支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、当面分校として継続する。今後とも学校からの要望や児童生徒の実態を踏まえ、関係課とも連携し、教育活動に必要な教室の整備等に務め必要な対応をしていく。なお、給食の自校調理、直営バスの配置については予定していない。

⑤通学区域割は、福祉圏域、生活圏域を守って

府立支援学校の通学区域割については、施設規模や通学バス乗車時間等を考慮しながら、市町村を超えて広域に設定している。平成30年度以降の通学区域割については、大阪市から移管した12校を含む府内の支援学校全体の状況を把握し、安全面や通学時間などをふまえ総合的な観点から検討する。

⑥児童生徒数の増加や校舎の老朽化などによる障害児学校の教育環境整備の充実

府立支援学校においては、児童生徒の増加に対応するために、これまでも分校開校や新校整備を始めとして、必要に応じて校舎の改築や耐震工事などによる教育環境の整備を行ってきたところ。今後も教育環境の整備については、学校長を通じご意見をお聞きし、必要な対応を行っていく。

⑦文部科学省に対し、特別支援学校の設置基準を策定するよう要望して

学校教育法施行規則第8章第118条において、「特別支援学校の設置基準及び特別支援学級の設備編成は、この章に規定するものの他別に定める」と規定されているが、現時点では設置基準は定められていない。一方、同施行規則第8章では、1学級の児童数や学級編制、教諭等の配置基準、教育課程等について一部示されている。また、文部科学省は、平成23年3月、特別支援学校施設整備指針（文部科学省大臣官房文教施設企画部）を改訂し、特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方を示している。大阪府では、これらを参考にしながら、府立支援学校の教育環境の整備に努めているところ。なお、文部科学省は、「特別支援学校については、対象とする障害種に応じた多様な施設設備が必要とされること、在籍する児童生徒の障害の状況や、地域の実情等も様々であること等から、各学校の状況に応じて、柔軟な対応が可能となるよう、設置にあたっての基準は、設けられていない」との見解を示しているところ。

⑧学校施設の耐震化や老朽校舎の大規模改修

府立学校施設の耐震化については、平成28年3月末現在で、すべての学校の耐震化を達成した。また昨年度から、体育館等の吊り天井や、照明器具等の非構造部材の耐震化工事にも取り組んでいます。築年数が古く老朽化が進んでいる学校については、計画的に屋上防水や、外壁等を改修する、大規模改修工事を順次行っている。

⑨高等支援学校の入学試験日における、併設校の休校

高等支援学校を同一敷地内に併設する支援学校においては、選抜実施日の2日間を休みとしているが、これは、高等支援学校の入学者選抜を静謐かつ公正な環境で実施するためのものであり、ご理解願いたい。

2. 聴覚障害・病弱教育の充実

①聴覚障害児教育

ア) だいせん聴覚高等支援学校について

ⅰ) 通学用バス運行など通学条件の改善【文書回答】

ⅱ) 「大阪市教育委員会との確認書」を踏まえた、同等の教育権保障【文書回答】

イ) 聴覚支援学校における3歳未満児対象の早期教育の制度化【文書回答】

②地元校在籍で慢性疾患等で登校できない児童生徒への訪問教育保障【文書回答】

3. 後期中等教育の拡充

①支援学校高等部卒業後の一般就労の実態と、たまがわタイプの学校の進路実態

支援学校高等部卒業時の就職者数と就職率は以下の通り。平成24年度234人(24・33%)。平成25年度239人(25・1%)。平成26年度258人(25・6%)。また、たまがわ高等支援学校及び、とりかい高等支援学校(いずれも共生推進教室を含む)卒業時の就職者数と就職率は以下の通り。たまがわ高等支援学校、平成27年度卒業生就職率88・6%。とりかい高等支援学校、平成27年度卒業生就職率73・7%。離職した場合は、各支援学校において、居住地のハローワークや、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携しながら、再就職に向けてのアフターフォローを行っている。

②高等学校で学ぶ障害のある生徒の教育保障

ア) 実態把握を行い、施設・設備などの条件整備など必要な施策【文書回答】

イ) エレベーター設置など、安全・安心に高校生活が送れるように【文書回答】

ウ) 支援員や専門家の巡回相談、通級指導教室の設置

府立高校に在籍する障害のある生徒に対する支援については、平成23年度より「障害のある生徒の高校生活支援事業」をスタートさせ、すべての府立高校に対してスクールカウンセラーを配置し、必要な生徒が在籍する高校に介助員や学習支援員を措置するなど、障害のある生徒に対する支援の拡充をはかっているところ。

専門家による巡回相談等の支援については、支援学校のセンター的機能の活用とあわせて、平成21年度から設置した、医師や臨床心理士などからなる専門家チームの活用に努めている。さらに、平成24年度から実施している「高等学校支援教育力充実事業」において、自立支援推進校・共生推進校のうち4校の支援教育サポート校が中心となり、府立高校からの相談に応じるなど、相談体制の整備を一層進めているところ。また、通級指導教室の設置については、国の動向を見据えながら、関係課が連携しながら検討していく。

3③④⑤支援学校高等部に専攻科の設置・移行期の支援教育のあり方研究等

平成20年7月1日の大阪府学校教育審議会の答申や、平成24年策定の第4次大阪府障害者計画、また平成25年5月策定の大阪府教育振興基本計画において「障害のある子どもの自立と社会参加の促進に向け支援体制を充実します」と示している。支援学校の高等部では、生徒の障害の状況を踏まえるのは勿論のこと、一人一人のニーズに応じて各教科等で学びを深めると共に、社会人としての生活習慣や職業意識の確立、職業体験実習を始めとした実践的な職業教育の充実など、自立に向けたとりくみに努めているところ。さらに、障害のある生徒の社会参加と自立を実現するた

め、卒業後を見すえ、関係部局や関係機関、経済団体等と連携し地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障害者雇用をすすめる企業への支援体制の整備を進めている。なお、視覚支援学校・聴覚支援学校以外の府立支援学校に専攻科を設置する予定は無い。今後とも一人一人のニーズに応じて支援学校高等部生徒の自立をめざす教育の充実を図っていく。

4. 適正な教職員配置を行い、障害や児童・生徒の実態に即した手厚い教育を

①国の定数改善への働きかけを

ア) 重複学級を「重度・重複学級」と改め、情緒障害・医療的ケアを考慮した学級編制

イ) 幼稚部は、4・5歳を1学級5名、3歳を1学級3名編制に

学級編成にあたっては、年度ごとに学校長を通じて学校の事情等を聴取することにより、適切に行ってきた。重複障害学級の対象幼児・児童・生徒に関しては、法令の趣旨や、幼児・児童・生徒の障害の状況等を勘案し、法令に定める重複障害はもとより、行動的側面などを含め、総合的に配慮できるように努めてまいりたいと考えている。

ウ) センター的機能を担う教員定数を学校あたり複数配置に

リーディングスタッフの活動を支援するために、平成28年度は府立支援学校43校1分枝に配置数に応じ、週5～7時間の非常勤講師を配置している。リーディングスタッフについては、国に対しても標準法定数内での配置を強く要望している。

エ) 養護教諭の学部ごとの配置

養護教諭の配置については、これまでも国の定数を活用し、各学校の実情を考慮しながら複数配置に努めてきたところ。平成28年度から、新たに府立学校となった旧大阪市立特別支援学校においても、児童生徒数などを考慮し複数配置としているので、財政状況が厳しい中、さらなる府の単独事業としての養護教諭の増員については困難である。

オ) 1学級あたりの教員配置の乗数（規模別定数配置）の改善

支援学校の教職員配置については、法令に基づき各学校の学級数等に応じて配置するほか、障害の重度・重複化への対応や、障害の種別に応じた訓練指導、生徒指導および進路指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて国の定数を活用し、加配を行っているところ。今後とも支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で適正な教員配置に努めてまいりたい。

カ) 障害のある教職員のための職務補助制度の確立

障害を有する教職員が勤務する学校においては、校長を通じて当該教職員の状況やニーズを把握していただくと共に、校内の協力態勢の確保等、ご対応いただいているところ。きわめて厳しい財政状況のもと、府の単独事業としてご要望の職務補助制度を確立することは、困難であると考えているが、今後とも当該教職員にその能力を十分発揮していただけるよう努めてまいりたい。

②期限付講師等の臨時教職員を、正規の教職員配置に

新規採用者数は、児童生徒数や教職員の退職者数、再任用教職員数、国の定数改善計画等の動向を踏まえつつ、専門性の維持や、教育課題への対応に配慮しながら毎年度決定し、正規教員の確保に努めているところ。

平成25年3月に策定した「教職員数管理目標」において、新規採用者数を確保しつつ、講師数を増加から減少に転じるよう、10年間の教員採用の方針を示したところ。この管理目標に沿って、今後も正規職員の確保に努めていく。

③大阪府として養護教諭を学部ごとに配置【文書回答】

④大阪府として新たに地域支援のため教員定数枠を設けて【文書回答】

⑤聴覚障害の教職員採用、聴覚障害児教育の専門性確保の措置、合理的配慮等

障害者の雇用の促進等に関する法律の主旨を踏まえ、平成14年度教員採用選考テスト（平成13年度実施）から、身体障害者を対象とする選考区分を設けると共に、採用試験において、聴覚障害をはじめ障害のある受験者に対し、受験上の様々な配慮を行なっているところ。平成28年度は、

身体障害者を対象とする選考区分において1名の聴覚障害のある教員を採用した。今後とも障害のある方々に幅広く受験していただく中で、教員としての適性を有する方を採用していきたいと考えている。

なお、障害を有する教職員が勤務する学校においては、校長を通じて当該教職員の状況やニーズを把握していただくと共に、校内の協力体制の確保等ご対応頂いているところ。また、各学校への配置については、適正な教員配置になるよう努めてまいりたい。事務職員についても、知事部局と共同で、身体障害者を対象とした選考を実施し、身体障害者の雇用の促進に努めているところ。技術職員については、その業務のアウトソーシングを行うことにより、退職後を補充せず、定数の削減を行うこととしており、今後ともいっそう適正な定数管理に努めてまいりたい。

⑥聴覚障害児学校に聴覚障害者のスクールカウンセラー配置【文書回答】

5. 障害児学校の学級編制を適正に

①情緒障害をあわせもつ児童生徒も重複障害学級の対象に

②生活指導等指導の困難な児童生徒に対する教員配置

学級編制については、学校教育法施行規則及び、「公立義務教育諸学校の学級編制および教職員定数の標準に関する法律」(標準法)等に基づき、実施している。重複障害学級の対象となる児童生徒の認定については、法令の主旨や、児童生徒の障害の状況等を勘案し適切に行っている。また、行動的側面から常時配慮を要する児童・生徒等については学校の状況を聴取し、学級編制に配慮ができるよう努めてまいりたいと考えている。

③各校の申請を尊重し、実態に見合った学級認定を【文書回答】

④学科、学年制を原則とした学級編制を、幼稚部・高等部の重複・訪問の改善【文書回答】

6. 障害児学校教員の特別支援教育免許状所有率を、全国平均並みに引き上げる措置

【文書回答】

7. 人事異動は公正・適正に

①府立支援学校の教員の人事異動は、教育の専門性、継続性を確保して

②異動の対象「4年以上」基準の撤回

③「新規採用者については、原則4年で異動を図る。(ただし最長6年まで)の削除

④府教委の「人事異動方針」を「凍結」

⑤父母・教職員の意見や要望を十分に聞いて

⑥本人希望と納得にもとづく人事異動

⑦学校運営や教育活動に支障をきたす強制異動を行わないで

⑧年齢構成、男女比、教科・免許、経験、学校の教育計画などを充分考慮して

教職員の異動については、府立学校教員人事取扱要領及び、学校教職員人事取扱要領に基づいて行っている。平成26年度当初人事より府立学校教員人事取扱要領を改訂し、新規採用後1校目の教員については、「原則6年までに計画的に異動をはかる。ただし、いくつかの条件に該当し、教育委員会が必要かつ相当と認める場合は、6年を超えて在籍させることがある」としている。なお、異動については、「専門性等を考慮する」と、人事取扱要領にも示している。

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、計画的に行うとともに、各学校における専門性等についても配慮しながら、適切に対処してまいりたい。人事異動をすすめるにあたっては、特に支援教育における専門性等をふまえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、人事に関する調書、ヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに、適切に行ってまいりたい。学校の状況については、校長とのヒアリングを通して、十分に聴取し、各学校の実情に応じた、計画的な人事異動を、適切に実施してまいりたい。

⑨聴覚支援学校に手話のできる教員配置。コミュニケーション障壁の除去

府立学校の教員人事は、府立学校人事取扱要領にもとづき、校長具申をもとに、教員の専門性等を考慮して行っている。

加えて、大阪府教育委員会特別支援学校教育職員免許法認定講習を、大阪府教育委員会・堺市教育委員会と共催で開催しているところ。聴覚障害者に関する教育の領域では、聴覚障害者の心理・生理・病理と、聴覚障害教育課程と指導法を、毎年度開講している。受講希望が多いことを受け、平成25年度まで各科目80人であった定員を、平成26年度からは120人に増やした。今後とも、認定講習等を通じて、聴覚支援学校の教員の専門性を向上するとりくみを進めていく。

8. 安全・安心で適正な通学時間等

①スクールバスの民間委託化方針の撤回

通学バスの民間委託化については、昭和53年度以降の増車分は、全車民間委託で対応しており、直営バスと同等の成果をあげていることや、他府県における実施状況からも、十分対応できると判断し、平成8年度から直営バス乗務員の退職にあわせて、順次委託化をすすめることとしており、平成12年度から、競争入札を実施している。また、日頃から各学校において、乗務員やバス会社との情報共有をより密にするとともに、必要な連絡事項は、各学校の校長や支援教育課から、バス会社を通じて乗務員に伝達し、連携をはかりながら、安全・安心な通学バス運行に努めている。

②自宅から40分以内での通学、早急に60分を超える乗車時間の解消他

平成21年3月に策定した、府立支援学校施設整備基本方針にもとづいた、府内4地域での新校整備は、平成26年度末を持って完了した。通学バスの増車については、新校整備や在籍者数増に伴う乗車人数増加に対応するため、平成26年度は5校で5台、平成27年度は8校で9台、今年度は大阪市から移管した支援学校を含め10校で11台を増車した。今後とも通学バスの増車や、効率的なコース編成等により、長時間乗車による児童・生徒の負担軽減に向けとりくんでいく。なお、トイレ付の車両の導入は予定していない。

③医療的ケアを必要とする児童・生徒の安全な通学

通学バス乗車中に医療的ケアを実施することは、たとえ看護師など医療行為を行えるスタッフが同乗したとしても、不安定なバスの車内では、適切に対応することは困難である。また、通勤・通学時間帯に通学バスを停車させると、道路の渋滞を招きやすく、路上にバスを駐停車することも、困難な状況である。児童・生徒の命に直接関わることなのでご理解いただきたい。また、文部科学省も、バス乗車中は、日常と異なる場所での対応となり、「より慎重に対応すべき」と示している。なお、通学バス乗車中に、医療的ケアを行う必要の無い場合や、自己管理ができる等の場合については、個別の状況を学校が慎重に検討した上で乗車しているケースもある。

9. より豊かで安全な学校給食

①障害児学校における給食調理業務の民間委託化中止

府立支援学校における給食調理業務については、在籍する児童生徒の障害の重度化・重複化に伴い、その内容も多様化している状況にある。これらに、より適切に対応するため、障害の状況に応じた段階食・きざみ食・ペースト食などや、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど、柔軟な体制をとり、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実をはかるためにも、民間の活力を導入していきたいと考えている。なお、府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや、安全面・安心面はもとより、委託業者に対して、衛生管理の徹底及び障害者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営が行われるようつとめている。

また、現在民間委託が行われている支援学校においては、学校からの要請に応じて、適宜委託業者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実につとめているところ。

②障害児学校の父母等に対する府教委の責任による十分な説明

保護者の皆様への説明会については、学校長より依頼された場合など、適宜開催させて頂いているところ。

10. 医療的ケアの必要な子どもたちの教育保障

①③正規の学校職員として府独自の看護師配置、必要に応じ常勤での配置

看護師の配置にあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による教員の定数を活用している。平成28年度は、教員1～6人の教員定数枠等を活用し、各校40～240時間の時間内で、特別非常勤講師として看護師を配置している。今年度については、学校のニーズに応じて、臨時技師（看護師）として常勤の看護師を配置した。また、昨年度より国の教育支援体制整備事業補助金を活用し、1日7時間勤務する看護師を1校に配置している。正規の学校職員として看護師配置することを可能とする制度改正について、国への要望は引き続き行っていく。

②医療的ケアが必要な児童も知的障害支援学校に入学できるように【文書回答】

④学校に配置されている看護師の泊を伴う行事への付添を可能に

泊を伴う行事への看護師の付き添いに関しては、各学校からの要望を十分精査し、必要な学校に必要な人数の看護師を配置している。なお、臨時技師（看護師）の泊を伴う行事への付き添いは可能である。

⑤医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全に通学できるように

通学途上に医療的ケアが必要な児童生徒は、保護者のご協力をいただいているところ。通学が困難な場合には、訪問指導を行っている。

11. 「府移管」に伴い教育条件を低下させず、府立支援学校の教育条件も同等に

①平成29年度以降の通学区域割変更は、福祉圏域・生活圏域を守って

府立支援学校の通学区域割については、施設規模や通学バス乗車時間等を考慮しながら、広域に設定している。これまでも保護者等のご意見やご要望をお聞かせいただき、課題解決に向け関係機関とも調整し、合わせて学校で開催する教育相談において個別の事情についてお聞きし、必要な対応を行ってきたところである。平成26年度以降の通学区域割については、府へ移管した旧大阪市立の支援学校を含む府内の支援学校全体の状況を把握し、安全面や通学時間などをふまえた総合的な観点から検討する。

②中央聴覚、北視覚支援学校の「早期教育」を後退させないで

幼稚園への入園資格は、学校教育法第26条に「幼稚園に入園することのできる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする」と規定される。聴覚支援学校・視覚支援学校において大阪府独自の制度化を行うことは困難であるのでご理解願いたい。幼稚部入学前の視覚や聴覚に障がいのある乳幼児の支援として、教育相談という形で各校において早期教育相談を実施しているが、これについては、聴覚障害教育・視覚障害教育のセンター的役割として、地域と連携しながら、乳幼児の支援にも対応していく。

③中央聴覚、北視覚支援学校の寄宿舎教育の継続・発展

中央聴覚支援学校、大阪北視覚支援学校に設置している寄宿舎については、今後、入舎状況や児童生徒のニーズ、施設の状態を踏まえて、検討していく予定である。

④光陽支援学校病弱部門（通学籍）の継続・発展

光陽支援学校の病弱教育部門のあり方については、今後も在籍状況やニーズをふまえて検討していく。

⑤肢体不自由校における、実態に見合った教員（「実習助手」含む）の配置

府立支援学校においては、大阪市の実習助手が行っていた業務について、府の配置基準に基づき配置された教員が現に実施している内容であることから、今後とも実習助手を含めた府の教職員配置で対応していく。支援学校の教職員の配置については、法令に基づき各学校の学級数等に応じて配置するほか、障害の重度・重複化への対応や、障害の種別に応じた訓練指導、生活指導および進路指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて国の定数を活用し、加配を行っているところ。今後とも支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で適正な教員配置に努めてまいりたい。

⑥医療的ケアの必要な児童・生徒の通学保障を後退させないで

医療的ケアの必要な児童生徒の通学にあたっては、個々の児童生徒などの障がいの状況などに照らして、その安全性を考慮しながら、どのような対応ができるか、主治医・学校医や学校配置の看護師などを含む学校関係者において、慎重に検討している。府単独で介護タクシーなどを実施する計画は無いが、基礎自治体である市町村が通学の支援をしている例がある。大阪市在住の方を対象とした市の独自事業として、大阪市において平成28年度も継続して実施している。

⑦給食調理に以下の事業を継続し、全府立学校への適用を

ア) 障害の実態にあった5段階調理の継続・発展

これまで大阪府で実施していた肢体不自由校の二次調理（段階食）については、移管後も引き続き実施している。

イ) 給食調理の民間委託を行わないで

府立支援学校における給食調理業務については、在籍する児童生徒の障がいの状況に応じた段階食・きざみ食・ペースト食などや、多様なメニューの提供が行えるよう、調理時に集中的な人員配置を行うなど、柔軟な体制を取り、効果的・効率的な運営を行うことが必要であり、学校給食の充実をはかるためにも、民間の活力を導入していきたいと考えている。なお、府立支援学校の給食調理業務の民間委託化にあたっては、おいしさや、安全面・安心面はもとより、委託業者に対して、衛生管理の徹底及び障害者理解のための研修を十分に行い、安全かつ効果的な運営がはかれるようつとめている。また、現在民間委託が行われている支援学校においても、学校からの要請に応じて、適宜委託業者と話し合いの場をもつなど、学校給食の充実につとめているところ。

ウ) 保護者負担を増やらず給食費の値上げをしない

給食調理業務の民間委託化を実施した翌年度から学校独自の献立に移行し、食材の調達を学校単位で行うこととしており、給食費が変動する可能性はあるが、現行の給食費より大幅に上昇することのないように努めてまいりたいと考えている。

⑧以下の事業の継続

ア) 希望すれば年3回行われていた、学校医・歯科衛生士の歯磨き指導

大阪府においては同様の事業を実施していない。今後は、学校の裁量で、学校歯科医等より歯みがき指導等を実施していただくことになる。

イ) 性教育の外部講師としての保健師・助産師の無料派遣

府立支援学校においては、児童生徒の障がいの状況を踏まえて、各学校・各学部で発達段階に応じた性に関する指導をすすめている。大学と連携して障がいのある生徒のための指導の研究を行い、報告書をまとめるなどの取り組みを行っている学校もあり、その成果は広く支援学校等において共有しているところである。性に関する指導の実施については、それぞれ各学校の裁量で行って頂いている。

⑨以下の予算措置の継続・発展

ア) 視覚支援・聴覚支援の専攻科生の就学奨励費

大阪府独自の専攻科における就学奨励費の支給制度は、平成27年度時点で在籍する生徒を対象に、大阪府において継続実施できるよう調整した。なお、平成28年度以降の入学生については、この制度の対象にはならないので、ご理解願いたい。

イ) 肢体不自由校への理学療法士などの派遣回数

旧大阪市立特別支援学校の肢体不自由校に、平成27年度まで配置されていた理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等については、移管後は肢体不自由校のみならず、全ての支援学校において活用できる大阪府の「福祉・医療関係人材活用事業」により対応している。なお、各支援学校の派遣回数については、各校の要望をもとにすべての支援学校で調整の上配置している。

ウ) 学校維持運営費の水準を後退させないで

学校維持運営費については、必要な教育水準を確保できるよう予算要求してきた。府の財政状況が厳しいところではあるが、現府立支援学校と同様に、学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めてまいりたい。

- エ) 画用紙・粘土・芸術鑑賞費を保護者負担にしないで
- オ) 図書費の水準を後退させないで
- カ) 鶴見緑地公園乗馬体験を従来通り無料で利用できるように
- キ) 必要な点字教科書・指導書が購入できるよう予算措置を

府立学校では、直接的利益が児童・生徒個人に還元されるものについては、原則として保護者負担とさせていただいている。児童・生徒及び保護者の方への影響にも留意しながら適切に運用していく。学校図書館図書整備費用については、学校配当予算の中で図書費として府の基準額で算入している。点字教科書・指導書の購入費用については、学校運営に支障が生じないよう必要な予算の確保に努めていく。

1.2. 教職員旅費・学校管理費予算を増やして

学校総務サービス課として、児童生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けて、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がされてきたところである。平成28年度予算については、予算編成方針に基づき、例外なく前年度予算の9.5%となったが、上半期の配当について、80%~90%としたことによって、上半期については必要な旅費予算は概ね確保した。引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう財源の確保に努めていく。

学校管理費については、従前から学校運営に支障がないよう、学校のご意見をうかがいながら、実情・実態に即した配分に努めてきたところである。厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算の確保に努めてまいりたい。

1.3. 障害児学級の在籍者増、障害の重度化・多様化を踏まえた施策の実施

①障害種別の学級設置、障害児学級担任者の大幅増員、介助員制度に見合った教職員増

- ア) 複式学級同様、2学年で学級を設置するよう文科省に要望を
- イ) 障害児学級の編成基準を府独自で改善
- ウ) 在籍者が一人でも障害種別で支援学級を分級することを府の基準に
- エ) 同一種別で在籍予定が9名の場合は、2学級設置を府の基準に

府教育庁においては、小中学校の支援教育の充実を図るため、支援学級の増設置につとめてきたところ。今年度は、障害種別による学級設置をより一層進め、昨年度に比べ、小学校で222学級・中学校で73学級、合計295学級の増設置を行った。市町村の独自措置として行われている、介助員制度等に見合った教員増は、制度上困難だが、障害の重度化・多様化をふまえ、引き続き障害種別による学級設置を促進し、国に対しても人的措置等の条件整備について要望していく。支援学級の設置については、学校教育法第81条の趣旨及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り、市町村教育委員会が、地域や学校の実情に応じて学級編制を行う観点から、今後とも市町村教育委員会と連携し、ひとり一人の子どもの障害の状況に応じた、適切な学級設置の促進につとめていく。

②肢体不自由児が在籍する学校へのエレベーター設置を、市町村教委に働きかけを

公立小中学校の施設整備については、学校設置者である市町村の責任と負担において実施することとなっている。府教育庁としては、小中学校におけるエレベーターの設置については、障害のある児童生徒が共に学ぶことができる学習環境を確保するうえで重要であると考えており、これまでも、学校の設置者である、市町村に働きかけてきたところ。今後とも良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対して、国の学校施設環境改善交付金制度を有効に活用し、計画的にエレベーターの設置を進めるよう働きかけていく。

③障害児教育の専門性や継続性の尊重を

教員の採用については、校種等を単位として選考を実施しているところである。小中学校における教職員の人事異動については、必要な人材を学校の実情に応じて配置できるよう人事基本方針および人事取扱要領を定め、市長村教育委員会との連携のもと、計画的に行っているところです。各学校における担任等の校務分掌については、当該校の実情に応じて決定しているところである。

④どこで学んでも、その子に必要な教育課程・教育条件の保障を

小中学校においては、重度・重複障害のある児童生徒や、医療的ケア等を要する児童生徒の在籍が増加しており、介助や訓練、医療的ケアに多様な人材や専門家が必要となっている。府教育庁としては、府内の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対する教育条件の整備を一層はかるため、看護師配置を行う市町村に対して、財政的支援を行う「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を平成18年度から実施しており、平成27年度は、27市町101校に看護師が配置された。また、小中学校の支援教育の充実をはかるため、障害種別による支援学級の設置をすすめ、今年度は昨年度に比べ295学級の増設置を行ったところ。通級指導教室においては、昨年度に比べ3教室増設置し、今年度は小中学校合わせて222教室を設置している。支援学級はもとより、通級指導教室、通常の学級における指導・支援の充実については、今後とも市長村教育委員会と協力しながら、小中学校における校内支援体制の整備や、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用および、指導方法の工夫改善等をはかるとともに、条件整備に向け市町村への財政的支援が一層充実されるよう国に対して引き続き要望していく。

⑤難聴学級の充実、聴覚支援学校・難聴学級の選択を自由に、等

大阪府では、障害種別による学級設置の促進に努めており、今年度、難聴学級についても5学級を新設し、小学校74学級・中学校21学級となっている。平成25年9月、学校教育法施行令の一部が改正され、小中学校から支援学校への転学、または支援学校から小中学校への転学事由については、これまでの障害の状態の変化によるもの他に、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制整備の状況、その他の事情が追加された。府教育庁では、平成26年3月に作成した「障がいのある子どものより良い就学に向けて、市町村教育委員会のための就学相談支援ハンドブック」を活用し、就学時に決定した学びの場は固定したものではなく、子どもにとってより良い学びの場の変更という観点で、双方向の転学ができることを示すとともに、柔軟な対応について関係者の共通理解が重要であると、市町村教育委員会に指導している。今後とも市町村教育委員会と連携し、難聴学級の充実につとめていくとともに、転学に関する法改正の趣旨が保護者や教職員に周知されるようつとめていく。

⑥障害児学級在籍者を含め35人・40人の定数を超える通常学級をなくす教員加配

学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に則り行われている。なお、インクルーシブ教育システムの構築に向けた教育環境整備が進められるよう、国に要望しているところである。

なお、支援学級の増加分に相当する担任外の教員定数についても、府の配分方針の通り増配置してきているところである。今後とも各学校の状況等を把握しながら適切な対応に努めてまいりたい。

⑦医療的なケアや医療的な見守りを必要とする子どもの学校への看護師配置

大阪府では、小中学校に医療的ケアが必要な児童生徒が多数在籍している状況をふまえ、看護師を配置する市町村に対して、経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を、全市町村を対象に実施している。看護師の配置等に関することは、設置者である市町村の判断となることから、今後とも医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小中学校へ就学し、校外学習等も含め、安全な学校生活が送れるよう、実態に応じた看護師配置の促進につとめるべく、各市町村教委に対し働きかけていく。

⑧中学校の支援学級における、教科担任制への対応など、実態に見合ったきめ細かな教育

平成20年3月に改訂された、中学校学習指導要領解説「総則編」には、特別支援学級は、中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要であることが示されている。府教育庁では、生徒一人ひとりの障害の状況や、教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導・支援を行うために、学校全体の協力体制づくりを進めるとともに、支援学級担任だけではなく、他の教師とも連携・協力して、効果的な指導を行うことができるよう、指導・助言を行っているところ。今後とも、中学校においても、ひとり一人の生徒に応じたきめ細やかな教育が、一層充実されるよう取り組んでいく。

14. 特別支援教育にあたっての十分な条件整備

①通常学級に学んでいる障害児やLD、ADHD等の子どもたちへの教育保障

発達障害のある児童・生徒を含むすべての子どもにとって、わかる・できる授業づくり、学級集団づくりをおこなうため、平成25年度より2年間、「通常の学級における発達障害等支援事業」を実施し、効果的な指導方法等の実践研究をすすめてきた。その研究成果は冊子にとりまとめ、市町村教育委員会へ周知するとともに、府ウェブページに掲載し、その普及に努めているところである。

支援学級はもとより、LD・ADHD等の児童・生徒を含め、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の指導については、学級担任まかせにすることなく、学校全体で受け止めるための校内体制づくり、個別的教育支援計画や、個別の指導計画の作成・活用、指導方法等の工夫・改善、さらに、学校外からの支援の在り方や、教育条件の整備等をすすめていく必要があると考えている。平成19年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされている。それらを活用し、特別支援教育支援員として、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒の学習活動をサポートする学習支援員を配置している市町村も年々増加している。今後とも府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、学習支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる事業・財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望していく。

②通級指導教室を全ての小中学校・特別支援学校に設置他

LD・ADHD等の支援の必要な児童・生徒の状況を踏まえ、大阪府では通級指導教室の増設に努めてきた。今年度は、小・中学校合わせて222教室、聴覚支援学校の3校に開設している。通級による指導については、学校教育法施行規則第140条および第141条の規定に基づき、おこなわれている。不登校等のある児童・生徒の通級による指導については、社会生活や学校生活における適応の困難さや、不登校等の状況を踏まえ、関係機関等とも連携し、教育相談をすすめながら行う必要があると考えている。通級による指導を必要とする児童・生徒の実態を踏まえ、今後とも国の動向を見極めながら国定数等を活用し、拡充に向けて努力していく。

③コーディネーターを専任配置し、学校全体で特別支援教育を進められる基盤を

文部科学省は支援教育を推進するにあたり、すべての小・中学校に校内委員会を設置し、支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置づけるよう求めている。平成19年度から、府が所管するすべての市町村の小・中学校において、校内委員会が設置されるとともに、支援教育コーディネーターが指名され、校務分掌に位置づけられている。支援教育の推進にあたっては、全教職員共通理解のもと、障害のある児童・生徒のニーズを学校全体で受けとめ、一人ひとりの障害の状況に応じた、きめ細やかな教育の充実など、学校全体の協力体制のもとに推進し、取り組まれるものと考えている。

④地域に根ざした障害児学校の増設、地域のセンター的役割を果たすための人員配置

知的障がい支援学校の整備については、平成27年4月に開校した新たな府立支援学校3校をもって、平成21年3月に策定の、府立支援学校施設整備基本方針に基づく府内4地域の新校整備が完了した。今後は、平成28年4月に12校の移管により、大阪市を含む府内の支援学校全体の児童生徒数の推計について検討をしていく。センター的機能については、リーディングスタッフの活動を円滑に行えるよう、その活動時間の一部を支援する非常勤講師の配置を行っており、平成28年度は府立支援学校43校1分校に配置数に応じ、週5～7時間の非常勤講師を配置している。

15. 府および市町村への就学指導委員会の設置

障害のある児童生徒の就学指導・相談については、平成25年9月に学校教育法施行令の一部改正により、市町村教育委員会は障害の状態、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定する仕組みに見直された。加えて市町村教育委員会には、保護者および本人の教育的ニーズや意見、教育学・医学・心理学等、専門的知識を有する者の意見を聴取する機会の拡大が義務づけられていることから、市町村教育委員会が行う発達相談、教育相談は市町村の主体性を持って行われるものと考えている。市町村教育委員会が行う就学指導・相談については、本人や保護者の意向を十分踏まえながら、子どもの状況等を把握し、教育指導上の観点を含めた総合的な見地から、就学時はもとより、就学後における継続した就学指導・相談が行われるよう、市町村教育委員会を指導していく。

16. 支援学校における非常災害時の食料備蓄と非常時電源の確保

災害時には、幼児・児童生徒の安全確保が第一と考えている。東日本大震災以降、各学校において、防災マニュアルの点検や、災害時に備えた情報共有など、見直しできるところから取り組むとともに、避難訓練の実施等にも力を入れているところである。一方、災害時の各種備蓄品については、一時避難地・福祉避難所等に指定されている学校もあり、市町村の防災計画を踏まえた対応が必要だと考えている。なおこれまで、企業団体から支援学校に、アルミひざ掛け、簡易カイロ、白米、白粥、マスク等の防災用品をいただいている。今年度は、LEDランタン318個、防災用のライト200個、コインおしぼり1500セット、救急シート1500個、白米1100食、白粥400食の寄贈をいただくこととなっており、7月中旬には配布される予定になっている。

市町村立学校の施設整備については、学校設置者である市町村の責任と負担により実施することとなっている。府教育庁としては、今後とも良好な教育環境の確保・整備のために、各市町村に対し、国の学校施設環境改善交付金制度を有効に活用し、非常時電源の確保等を進めるよう働きかけていく。